

在宅医療介護連携促進事業「広域型在宅医療連携拠点運営支援事業」の概要について

1 事業の概要について

(1) 概要

複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点の設置、または既存の在宅医療連携拠点が事業区域を拡大する場合において、在宅医療連携拠点の運営に係る経費を支援する。

(2) ねらい

市町村の実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の企画運営を支援すること及び、地域の限られた医療会議資源を活用した、広域的・効率的な在宅医療連携体制の構築を図ること。

【参考】在宅医療連携拠点について

在宅医療の体制構築に係る指針（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に示されている、在宅医療に関する下記の 4 つの体制整備に向けて、医療及び福祉関係者（介護、障害福祉）等との必要な連携を担う拠点であること。

- (1) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】
- (2) 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】
- (3) 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】
- (4) 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

上記を達成するために例示されている取組みは下記のとおり。

- 在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等
- 切れ目のない在宅医療の提供体制づくり
- 在宅療養をする者に係る多職種による 24 時間の対応体制構築
- 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発支援

2 本補助事業の実施要件等について

(1) 本補助事業が活用できる場合について

- ア 複数の市町村を事業区域とする在宅医療連携拠点を新たに設置する場合
- イ 既存の在宅医療連携拠点の事業区域を複数の市町村に拡大する場合

【留意点】

事業区域の設定に当たっては保健医療圏における複数の市町村を想定しているが、急変時の対応を担う病院の配置や、各地域における患者の受療行動等を勘案したうえで、保健医療圏を跨ぐ複数の市町村を設定することは差し支えない。

(2) 人員の配置について

事業の専任者を 1 名以上配置すること。

(3) 事業の企画運営について

事業区域内の市町村、医療従事者、福祉関係者で構成する会議等を設置すること。会議等は、在宅医療連携拠点の運営に係る協議体等、既存の会議を位置付けることが可能であること。

(4) 在宅医療連携拠点において、在宅医療連携体制の構築に係る業務を実施すること。

(例示されている事業)

- ア 在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等
- イ 切れ目のない在宅医療の提供体制づくり

- ウ 在宅療養をする者に係る多職種による 24 時間の対応体制構築
- エ 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発支援

(5) 在宅医療連携拠点の事業主体

- ア 地方公共団体（市町村等）
- イ 医療従事者又は福祉関係者で構成する法人
- ウ 基幹的な役割を担う医療機関を運営する法人等
- エ 地域医療情報ネットワークの運営法人
- オ その他、地域の協議のうえで適当と認められた団体

(6) 補助制度の内容

ア 補助基準額

- 1 事業区域あたり 4,657 千円
（予算上、4 事業区域分予算措置していること。）

イ 補助率（※）

- 初年度：定額、事業実施 2 年目：3 分の 2、事業 3 年目：3 分の 1
（※ 事業の実施期間内に限り、各年度における予算の成立を前提としていること。）

【留意事項】

初年度は定額で支給するが、2 年目以降は補助率を逡減させていくこととしていることから、2 年目以降の事業実施に当たっては、運営に係る経費の一部について、事業区域の市町村が共同で「在宅医療・介護連携推進事業」等により予算を措置する必要があること。

ウ 補助内容

在宅医療連携拠点を設置し、運営に必要な経費

（人員の配置に係る人件費、事業の活動に要する需用費、役務費、拠点の設置に必要な賃借料など）

※ 備品（単価が 3 万円を超えるもの）の購入は認めないことから、拠点の運営に必要な設備（パソコン等）等はリースによること。

エ 補助先

市町村又は（5）で例示している法人等

※ 市町村の場合は、原則として事業区域の代表の 1 市町村とすること。

オ 補助の実施期間

平成 30 年度から平成 32 年度まで